

令和4年第2回定例会

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和4年10月31日

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会

令和4年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号 (10月31日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○議席の指定	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○広域連合長挨拶	7
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第18号及び議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○行政報告	29
○一般質問	31
○広域連合長挨拶	44
○閉会の宣告	44
○署名議員	47
○議案審議結果一覧表	49

埼玉県後期高齢者医療広域連合告示第113号

令和4年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年10月24日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝 則

- 1 期 日 令和4年10月31日 午後1時30分
- 2 場 所 さいたま市浦和区仲町3-5-1
埼玉県県民健康センター 2階 大ホール

令和4年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和4年10月31日（月曜日） 午後1時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 議案第12号 埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 6 議案第13号 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第14号 令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第15号 令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第16号 令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第17号 令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第18号 訴えの提起について
- 日程第12 議案第19号 訴えの提起について
- 日程第13 行政報告
- 日程第14 一般質問

出席議員（17名）

2番	頼 高 英 雄	3番	高 畑 博
4番	木 津 雅 晟	5番	川 合 善 明
6番	河 田 晃 明	7番	小 野 克 典
8番	渡 邊 一 美	10番	窪 田 裕 之
11番	関 裕 通	13番	中 元 太
14番	堀 口 義 正	15番	島 村 勉
16番	滝 瀬 光 一	17番	城 下 師 子
18番	小 峯 松 治	19番	増 田 等
20番	上 野 廣		

欠席議員（3名）

1番	吉 田 信 解	9番	富 田 能 成
12番	前 川 やすえ		

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	富 岡 勝 則	副広域連合長	井 上 健 次
事務局長	渡 辺 千津子	事務局次長 兼総務課長	小 暮 錠
事務局次長 兼保険料課長	宮 原 幸 子	給付課長	濱 野 ちひろ

職務のため出席した者の職氏名

書 記	森 美 和	書 記	町 田 翔 一
-----	-------	-----	---------

開会 午後1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（滝瀬光一） 開会に当たり、議長から申し上げます。

議会閉会中に、任期満了により1番、大橋良一議員、6番、中野和信議員、8番、松本恒夫議員、10番、花輪利一郎議員、14番、高野宏議員が退任され、9番、井上健次議員、18番、峯岸克明議員が辞職されました。

また、3番、富岡勝則議員が令和4年8月23日付で広域連合長に就任したことに伴い失職されました。これらの欠員に伴う広域連合議会議員選挙が行われ、市長提出区分から吉田信解議員、高畑博議員、木津雅晟議員、河田晃明議員が、町村長選出区分から渡邊一美議員、富田能成議員、窪田裕之議員が、市議会議員選出区分から堀口義正議員が、町村議会議員選出区分から小峯松治議員がそれぞれ当選されましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、会議の途中で定足数の10名を欠くに至った場合には会議を継続することが困難となります。議員の皆様には、本日の議事日程を全て終了するまで御退席などはされないようお願い申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（滝瀬光一） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございますので、御了承願います。

◎議席の指定

○議長（滝瀬光一） 日程第1、議席の指定を行います。

新たな広域連合議会議員9名の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、吉田信解議員を1番に、高畑博議員を3番に、木津雅晟議員を4番に、河田晃明議員を6番に、渡邊一美議員を8番に、富田能成議員を9番に、窪田裕之議員を10番に、堀口義正議員を14番に、小峯松

治議員を18番に、議長において指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（滝瀬光一） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、8番、渡邊一美議員、10番、窪田裕之議員、以上2名の方を議長において指名いたします。

◎会期の決定

○議長（滝瀬光一） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（滝瀬光一） 日程第4、諸般の報告を行います。

広域連合長から提出された議案は、お手元に配付いたしました通知の写しのとおりであります。

次に、説明員の出席について、広域連合長から送付された通知の写し、例月現金出納検査の結果について、監査委員より送付された通知の写し、一般質問通告書をお手元に配布いたしました。

また、議案第17号に係る追加参考資料及び一般質問に係る資料が広域連合長より送付されました。お手元に配付いたしましたので、御了承願います。

次に、埼玉県社会保障推進協議会より、「国に対して「後期高齢者の医療費窓口負担2割化を停止する」意見書提出に関する陳情」を受理いたしました。陳情書の写しをお手元に配付いたしましたので、併せて御了承願います。

なお、本日、傍聴人より写真撮影をしたい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎広域連合長挨拶

○議長（滝瀬光一） ここで、広域連合長から挨拶を行いたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡勝則） 議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

私は、去る8月23日に行われました広域連合長選挙の結果、当広域連合長を務めさせていただくこととなりました朝霞市長の富岡勝則でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日ここに令和4年第2回広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中御参集をいただき、心より御礼を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてでございますが、我が国で初めて感染が確認をされましてから間もなく3年がたとうとしております。この間、感染し、療養を余儀なくされた方々にお見舞いを申し上げますとともに、医療の最前線で御尽力されている医療関係者の皆様に敬意と感謝の意を表する次第でございます。

広域連合といたしましては、新型コロナウイルス感染症に係る支援策として、保険料の減免及び傷病手当金の支給を実施しているところでございます。

9月から新しいワクチン接種が始まり、感染の拡大も徐々に収束しつつあるわけですが、再び冬に向けまして感染が拡大する恐れもございます。継続的に安定して業務が遂行できるよう、引き続き職員の感染防止対策を徹底してまいりたいと存じます。

次に、後期高齢者医療の状況でございますが、本県における被保険者数は、この5月について100万人を超え、9月末現在で約101万9,000人となっております。今年度から団塊世代が順次75歳に到達をいたしまして、この3年間で急速に被保険者が増加する見込みになっております。これに伴って、医療給付費も増加の一途をたどることが想定をされております。

こうした中、この10月から法改正によりまして、一定以上の所得のある被保険者の方に対する医療費の窓口での2割負担が導入されました。また、今年度は2年に1度の保険料率の改定年となっております。均等割、所得割ともに引上げを行っております。被保険者や御家族か

らの様々な問合せ等が寄せられておりますが、広域連合といたしましては、丁寧で分かりやすい説明を行い、御理解をいただいているところでございます。

今後も、市町村と連携して保健事業を推進するとともに、医療費の適正化を図るなど、被保険者の皆様が安心して適切な医療を享受し、健康で自立した生活ができるよう努めてまいります。議員の皆様におかれましては、引き続き特段の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の定例会に提案いたしました議案は、条例改正議案1件、補正予算議案2件、決算認定議案2件、訴えの提起議案2件、人事案件議案1件の計8議案でございます。

議員の皆様には慎重に御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝瀬光一） 続いて、日程第5、議案第12号「埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡勝則） 議案第12号「埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とあります、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議案1ページ、並びに右肩にナンバー6とあります議案参考資料1ページをお開きいただきたいと思います。

副広域連合長の選任につきましては、広域連合規約第12条第4項の規定により、広域連合長が広域連合議会の同意を得て選任することとなっております。

そこで、優れた人格と豊富な行政経験を持つ毛呂山町長の井上健次氏が適任と存じますので、議員の皆様方の御同意を賜りたく、提案申し上げます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（滝瀬光一） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長(滝瀬光一) なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長(滝瀬光一) なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第12号「埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(滝瀬光一) 起立全員であります。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

副広域連合長について、地方自治法第121条の規定に基づき、直ちに出席を求めますので御了承願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時41分

再開 午後1時41分

○議長(滝瀬光一) 休憩を解いて再開いたします。

ここで、副広域連合長から挨拶を行いたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

井上副広域連合長。

○副広域連合長(井上健次) ただいま議員の皆様方より選任の同意をいただきました毛呂山町長の井上健次でございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、御挨拶を申し上げます。

御同意をいただきまして、大変ありがとうございました。

広域連合は本年度で15年目を迎えるということでございます。この制度の開始時は51万人ということが現在では100万人を超える、そういった高齢化の時代でございます。

これから富岡広域連合長の下、この制度のために尽力してまいりますので、議員各位におかれましては御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げます。大変簡単ではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝瀬光一） 日程第6、議案第13号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

小暮事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（小暮 錠） 議案第13号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とあります埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議案の2ページをお開きください。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、非常勤職員の子の出生後57日以内にする育児休業の取得要件の緩和、子が1歳以降の育児休業の取得を柔軟化する等の措置が行われることになりました。

そこで、埼玉県後期高齢者医療広域連合においても同様の規定を整備するものでございます。

内容でございますが、右肩にナンバー6とあります議案参考資料の2ページをお開きください。

初めに、第2条第2号につきましては、主に男性の非常勤職員が子の出生後57日以内にする育児休業の取得要件としては、「当該子の1歳6か月到達日」に任期があることとされていましたが、その要件を「当該子の出生後57日と6か月を経過する日」までに任期があれば取得可能とするものでございます。

次に、第2条の3第3号につきましては、非常勤職員が1歳の子を1歳6か月まで育児休業しようとする場合、その育児休業の開始日を「1歳到達日」と限定していましたが、配偶者が既に1歳到達日後に育児休業している場合には「配偶者の育児休業終了日の翌日以前の日」を開始日とすることも可能とするものでございます。

また、第2条の4につきましても、1歳6か月の子を2歳まで育児休業しようとする場合、開始日は「1歳6か月到達日」に限定されていましたが、こちらも同様に「配偶者の育児休業終了日の翌日以前の日」を開始日とすることも可能とするものでございます。

さらに、第3条第5号につきましては、育児休業の終了日から3か月以上経過したときは、

育児休業等計画書を提出することで再度の育児休業の取得を可能としておりましたが、今般、法改正で育児休業を原則2回取得できるようになることから、この規定を削除するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行としております。

なお、条例の新旧対照表は3ページから7ページに記載しております。

以上で議案につきましての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝瀬光一） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第13号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（滝瀬光一） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝瀬光一） 続いて、日程第7、議案第14号「令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

小暮事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（小暮 錠） 議案第14号「令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー2とございますA4判横長の「令和4年度一般会計・特別会計補正予算及び補正予算説明書」の3ページをお開きください。

まず、一般会計補正予算の総額は、中ほどに記載されております第1条のとおり、歳入歳出それぞれ2億5,268万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億4,551万8,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出の内訳について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊となっております、右肩ナンバー7とございますA4判横長の議案参考資料を御覧ください。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

上段の「分担金及び負担金」の「共通経費負担金」は、令和3年度の一般会計・特別会計で発生した共通経費負担金の剰余金分について、令和4年度共通経費負担金から減額するものでございます。

下段の「繰越金」は、令和3年度の一般会計歳入歳出差引額を前年度繰越金として受け入れるものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

「民生費」の「事務経費繰出金」は、令和3年度の特別会計の共通経費負担金剰余金分2億5,268万2,000円について、令和4年度事務経費繰出金から減額するものでございます。

共通経費負担金は、一般会計でまず全額を受け入れ、そのうち特別会計分を繰出金として支出していることから、このような補正予算となるものでございます。

以上で議案につきまして説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝瀬光一） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第14号「令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1

号)」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(滝瀬光一) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(滝瀬光一) 続いて、日程第8、議案第15号「令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長(宮原幸子) 議案第15号「令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、先ほどと同じ、右肩にナンバー2とございますA4判横長の「令和4年度一般会計・特別会計補正予算及び補正予算説明書」の15ページをお開きください。

まず、特別会計補正予算の総額は、中ほどに記載されております第1条のとおり、歳入歳出それぞれ236億3,356万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,644億9,056万3,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出の内訳について御説明いたします。

恐れ入りますが、別冊となっております、右肩にナンバー7とございますA4判横長の「議案参考資料」を御覧ください。

初めに、歳入について御説明いたします。

7ページをお開きください。

表の一番上、「市町村支出金」の「療養給付費負担金」「過年度分」は、令和3年度分の精算により不足が生じたため、追加で負担いただくものでございます。

次に、「国庫支出金」の「国庫補助金」「特別調整交付金」は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に要した費用について、その全額が特別調整交付金で措置されるものですが、歳出において465万6,000円増額補正することに伴いまして同額を増額するものでございます。

次に、「支払基金交付金」は、後期高齢者交付金の令和3年度の精算に伴う返還金について、現年度交付金から充当することにより、38億1,775万3,000円を減額するものでございます。

次に、「繰入金」は、令和3年度共通経費負担金の剰余金分2億5,268万2,000円について、令和4年度一般会計繰入金から減額するものでございます。

最後に、「繰越金」は、令和3年度の特別会計の歳入歳出差引額を前年度繰越金として受け入れるもので、当初予算との差額276億9,927万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

8ページをお開きください。

表の一番上、「保険給付費」の「傷病手当金」は、傷病手当金の支給件数が当初見込みを上回っており、予算の不足が見込まれますことから、465万6,000円を増額するものでございます。

次に、「基金積立金」の「保険給付費支払基金積立金」は、令和3年度の決算剰余分と令和3年度精算にて追加負担が発生した市町村負担金、合わせて73億5,597万6,000円を基金に積み立てるものでございます。

最後に、「諸支出金」の「国県支出金等返還金」は、令和3年度の療養給付費等の実績に基づく精算による国・県・市町村への負担金や補助金の返還に要する費用など合わせて192億7,293万1,000円が必要となりますので、当初予算との差額162億7,293万1,000円を増額するものでございます。

以上で議案についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝瀬光一） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第15号「令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（滝瀬光一） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝瀬光一） 続いて、日程第9、議案第16号「令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

小暮事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（小暮 錠） 議案第16号「令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー3とございますA4判横長の「一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類」の2ページをお開きください。

初めに、歳入についてでございます。

表の下段の歳入合計欄にございますとおり、予算現額17億3,127万4,000円に対し、収入済額は、2つの隣の欄になりますが、17億3,049万9,618円でございます。

次に、歳出についてでございます。

4ページをお開きください。

全体の歳出合計は、予算現額17億3,127万4,000円に対し、支出済額16億9,400万441円でございます。したがって、歳入歳出差引残額につきましては、3,649万9,177円でございます。

次に、5ページを御覧ください。

「実質収支に関する調書」でございますが、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となっております。

それでは、具体的な執行状況について御説明いたします。

恐れ入りますが、右肩にナンバー7とございますA4判横長の「議案参考資料」の11ページをお開きください。

初めに、歳入から御説明いたします。

一番上の「分担金及び負担金」でございます。16億8,313万5,977円は、広域連合の運営経費として、構成団体である県内の全市町村から御負担いただいているものでございます。

なお、この資料の最終24ページには、令和3年度共通経費負担金決算額の市町村別の一覧を記載してございます。

再度、11ページへお戻りください。

2 段目、「国庫支出金」1,221万5,883円は、被保険者代表等から意見を聞く場として設置しております後期高齢者医療懇話会の経費や、保健事業実施に伴う保健師の雇用に対して交付されたものでございます。

次に、「繰越金」3,450万7,042円は、令和2年度決算に係る剰余金でございます。

次の「諸収入」に関しましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳出の執行状況について概要を御説明いたします。

12ページをお開きください。

「議会運営に係る経費」の支出済額122万6,467円は、定例会を2回及び臨時会を1回開催し、条例や予算議案など合計21議案の審議を議員の皆様に行っていただきましたが、その際の会場使用料などでございます。

次に、「事務局運営に係る経費」2,026万7,953円は、各種業務委託経費や事務所使用料及び事務機器賃借料などの経費でございます。

次に、「電算システム等に係る経費」2,999万7,312円は、事務所内で使用している情報系の電算機器等の委託料、賃借料及び財務会計システムの運用管理に係る経費でございます。

次に、13ページを御覧ください。

「会議開催等に係る経費」63万1,219円は、後期高齢者医療懇話会の委員等に係る報償金及び会議室使用料などでございます。

次に、「事務局職員に係る経費」2億9,737万5,150円は、会計年度任用職員の報酬等や事務局職員の派遣元で支給した職員給与等を、派遣元に負担金として支払いをしたものでございます。

次の「公平委員会・選挙管理委員会・監査委員に係る経費」は、記載のとおりでございます。

次に、「事務経費繰出金」13億4,431万5,000円は、一般会計で受け入れました共通経費負担金のうち、特別会計分を繰り出したものでございます。

以上、令和3年度一般会計歳入歳出決算の概要を御説明させていただきました。

御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（滝瀬光一） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長(滝瀬光一) なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第16号「令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(滝瀬光一) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(滝瀬光一) 続いて、日程第10、議案第17号「令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長(宮原幸子) 議案第17号「令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、先ほどと同じ、右肩にナンバー3とございますA4判横長の「一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類」の8ページを御覧ください。

初めに、歳入についてでございます。

歳入合計は、9ページの下段にございますとおり、予算現額8,519億4,467万6,000円に対し、収入済額は、2つ隣の欄になりますが、8,242億7,520万205円でございます。

次に、歳出についてでございます。

11ページをお開きください。

全体の歳出合計は、下段にございますとおり、予算現額8,519億4,467万6,000円に対し、支出済額7,935億7,592万6,287円でございます。したがって、歳入歳出差引残額については、306億9,927万3,918円でございます。

次に、12ページをお開きください。

「実質収支に関する調書」でございますが、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となっております。

それでは、具体的な執行状況について御説明いたします。

恐れ入りますが、右肩にナンバー7とございますA4判横長の「議案参考資料」の17ページをお開きください。

初めに、歳入から御説明いたします。

一番上の「市町村支出金」1,493億9,863万1,053円は、「市町村負担金」として、市町村が徴収した保険料や市町村の低所得者等に係る保険料軽減補てん分負担金や療養の給付等に係る定率負担金でございます。

次に、「国庫支出金」2,485億2,898万5,495円は、「国庫負担金」として、療養の給付等に係る国の定率負担金やレセプト1件につき80万円を超える高額な医療費に係る国の負担金でございます。

また、「国庫補助金」として、被保険者の所得格差による各都道府県広域連合間の財政力の不均衡を調整するための交付金、健康診査事業に係る補助金及び新型コロナウイルス感染者等に係る保険料減免措置等に対する補助金などがございます。

次に、「県支出金」644億8,383万7,526円は、「県負担金」として、国庫負担金と同様に「療養給付費負担金」及び「高額医療費負担金」でございます。

次に、「支払基金交付金」3,105億5,428万5,215円は、現役世代からの支援金として療養給付費等に係る各医療保険者からの交付金を受け入れたものでございます。

次に、18ページをお開きください。

上から2つ目、「繰入金」97億2,845万円のうち、下段の「基金繰入金」の「保険給付費支払基金繰入金」は、保険料の剰余金を積み立てている保険給付費支払基金から令和3年度に繰り入れることとしておりました額等について、83億8,413万5,000円を繰り入れたものでございます。

次に、「繰越金」400億3,696万7,021円は、令和2年度決算に伴う繰越金でございます。

続きまして、歳出の執行状況について概要を御説明いたします。

19ページを御覧ください。

「保険給付に係る経費」の支出済額7,511億3,517万5,221円は、医科・歯科・調剤等の給付費、及び柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅう等の療養費のほか、1か月の自己負担額が一定の限度額を超えた場合、その超えた分に支給する療養費や、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金などがございます。

次に、「保健事業に係る経費」35億3,013万7,601円は、健康診査や介護予防との一体的実施に係る市町村への委託料や、人間ドック助成事業などへの市町村に対する補助金などがございます。

次に、20ページをお開きください。

「レセプトの審査・点検等に係る経費」19億4,368万2,158円は、レセプトの一次審査、診療報酬等を医療機関等へ支払う業務やレセプト管理システムの運用管理を埼玉県国民健康保険団体連合会へ委託したものなどでございます。

次に、「医療費適正化に係る経費」4,147万2,029円は、ジェネリック医薬品希望シールの印刷、及びジェネリック医薬品を利用した場合に減額となる自己負担の差額通知、並びに第三者行為の損害賠償求償事務を委託したものでございます。

次に、「医療費通知等に係る経費」3億5,165万4,862円は、医療機関等の受診状況を被保険者に通知する委託料や通信運搬費でございます。

次に、21ページを御覧ください。

「被保険者証・ミニガイド等の作成に係る経費」8,972万3,695円は、被保険者証の作成や広報用印刷物の作成などの経費でございます。

次に、「広域連合電算システムに係る経費」4億6,215万2,830円は、電算標準システムの運用に係る埼玉県国民健康保険団体連合会への業務委託経費や市町村端末等のリースに係る費用などでございます。

次に、22ページを御覧ください。

「業務運営に係る経費」7,482万8,697円のうち通信運搬費及び委託料は、国からの依頼に基づき、マイナンバーカード未取得者に対して、交付申請書等の印刷から発送まで行った一連の経費でございます。

次に、23ページをお開きください。

「拠出金、積立金」95億4,480万3,127円のうち「保険給付費支払基金積立金」は、令和2年度からの繰越金のうち、令和3年度に返還等の精算を行った国・県・市町村等の負担金、補助金、交付金を差し引いた額を基金に積み立てたものでございます。

2つ下の「諸支出金」264億229万6,067円のうち「国県支出金等返還金」は、令和2年度に交付された国・県・市町村などからの負担金等の精算に伴い、過交付となった額を返還したものでございます。

以上、令和3年度特別会計歳入歳出決算の概要を御説明させていただきました。

御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（滝瀬光一） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

城下議員。

○17番（城下師子） それでは、議案第17号「令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後

期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算」について質疑を行います。よろしくお願ひいたします。

まず、議案第17号の歳入のほうから順次質疑をしてまいります。

令和3年度の当初予算では、被保険者数を3万5,920人の増、99万7,661人と見込んでいました。決算の実績について伺います。それから、見込みと実績の差は例年どおりなのか、これについてもお聞きをいたします。

それから、2つ目として、歳入の伸び率ですが、これは議案資料のナンバー5を御覧いただきたいと思います。

ナンバー5の12ページになります。

こちらですけれども、歳出の伸び率では、対前年比で6.8%の増を見込んでいたかと思うんですけれども、令和3年度の実績としてはどういう実績だったのか、その内容についてもお示しいただきたいというふうに思います。

それから、3点目ですが、これも同じく議案の資料ナンバー5の同じページ、12ページになります。市町村支出金、それから国庫支出金、県支出金、支払基金交付金が、前年よりも決算額の構成比率がマイナスとなっています。その理由についてお示してください。

それから、4点目です。

これは議案質疑の追加参考資料の4番になります。

国庫支出金の対前年比の増減率が、令和元年度では4.87%、それから令和2年度については5.20%、令和3年度については0.47%となっています。その理由についてもお示しいただきたいというふうに思います。

それから、5つ目ですが、これは議案参考資料のナンバー4を御覧いただきたいと思います。

ナンバー4の22ページをお願いします。

令和3年度から低所得者の保険料均等割、7.75割が廃止をされまして、本則7割軽減になりました。昨年11月定例会の追加参考資料では、その影響額が約5億3,300万円とのことでした。この資料22ページを御覧いただきましても、低所得者への軽減状況のところですが、前年と比較して人数も増えていると思います。均等割7割軽減の被保険者数が増えた要因ですね。この部分についてお示しいただきたいと思います。

それから、追加参考資料の7番の資料を御覧いただきたいと思います。

こちらには差押え数実績が資料に入っているんですけれども、これは令和元年度から令和3年度の市町村別の差押え件数と金額を資料として出していただきましたけれども、まず、こちらの令和3年度の差押え件数が令和2年度と比較して増えているんですね。令和2年度は117件で、令和3年度が143件です。金額もそれぞれ増えています。まず、その金額が増えた理由について、要因についてもお示しいただきたいというふうに思います。

次に、7点目ですが、これも追加参考資料の6番の資料を御覧いただきたいと思います。

先ほども制度が発足して15年というお話もありましたけれども、令和3年度の被保険者の平均所得額が平成20年度比では減少していますけれども、その要因をどのように考えているのか、この点についてもお示しいただきたいというふうに思います。

それから、歳出の部分でお聞きします。

歳出の部分では、これも追加参考資料のナンバー5を御覧いただきたいと思います。

1人当たりの医療給付費が77万3,099円です。当初予算額との差額はどれくらいになったのか、これも御答弁ください。

それから、2点目なんですけど、これは議案参考資料のナンバー7の22ページを御覧いただきたいと思います。

先ほども説明がございましたけれども、こちらの部分はマイナンバーカード関連ですが、令和3年度はマイナンバーカードの申請促進費用として新たに総額約2億8,000万円が計上をされています。支出済額が約6,471万円で、不用額が約2億2,300万円となっています。その理由についてお示しいただきたいというふうに思います。

1回目は以上です。お願いします。

○議長（滝瀬光一） ただいまの質疑に対しまして答弁を求めます。

濱野給付課長。

○給付課長（濱野ちひろ） それでは、給付課所管部分につきまして御答弁申し上げます。

まず、決算時における被保険者数の実績、また見込みとの差についてでございますが、令和3年度の被保険者数につきましては99万7,661人と見込んでおりましたが、実績では96万8,315人となり、2万9,346人の減となっております。

また、令和2年度におきましては96万1,741人と見込んでおりましたが、実績では94万9,245人となり、1万2,496人の減となっております。

この被保険者数は、各年3月から翌年2月までの平均被保険者数となっており、保険料改定時の医療給付費推計で用いた被保険者数を採用しております。そのため、改定時に近い年度の方が実績に近い数字となり、翌年度は差が広がる傾向にあることから、その想定範囲内であると考えているところでございます。

続きまして、1人当たりの医療給付費における当初予算と実績の差額についてでございますが、令和3年度の当初予算上の1人当たりの医療給付費につきましては80万6,921円で、実績値77万3,099円との差額は3万3,822円となっております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 小暮事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（小暮 錠） ただいまの御質疑のうち、対前年度比で6.8%と見込んでいたが実績は、について御答弁させていただきます。

令和2年度予算額と比較して、令和3年度予算が6.8%の増額と見込んでおりましたが、実績としては、令和2年度の決算額として歳入総額7,780億1,424万7,674円、令和3年度の決算額として歳入総額8,242億7,520万205円となり約5.9%の増加で、増加額は462億6,095万2,531円というふうになっております。

続きまして、市町村支出金、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の決算額の構成比率が前年度よりもマイナスになっている理由について御答弁申し上げます。

令和2年度の市町村支出金、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の構成比率が97.1%に対して、令和3年度の構成比率は93.8%となり、3.3%のマイナスとなっております。

構成比率がマイナスとなった主な理由といたしましては、繰越金の額が令和2年度の決算額では145億9,672万8,200円であったのに対し、令和3年度決算では400億3,696万7,021円と、約254億4,000万円の差が生じたため、令和2年度が1.9%であった繰越金の占める比率が令和3年度には4.9%に増加したことにより、市町村支出金等の決算額の構成比率がそれぞれマイナスとなっております。

また、繰越金の占める比率が増加した理由といたしましては、新型コロナウイルス蔓延による受診控えにより令和2年度の保険給付費の支出が減少したためと考えております。

続きまして、国庫支出金の対前年度比の増減率が令和元年度は4.87%、2年度が5.20%、令和3年度が0.47%となっているが、その理由は、について御答弁申し上げます。

国庫支出金については、被保険者数の増加に合わせて例年増加する傾向にございますが、令和3年度につきましては伸び率が鈍化しております。その原因といたしましては、令和2年度に医療給付の見込み以上に療養給付国庫負担金が追加交付されたこと、また、令和2年度まで交付されていた保険料軽減特例措置に対する高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が令和3年度に廃止されたことによるものと考えられます。

以上です。

○議長（滝瀬光一） 宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） それでは、保険料課所管部分について順次御答弁申し上げます。

まず1点目、前年度と比較して均等割7割軽減の被保険者数が増えた要因についてでございます。

所得の少ない被保険者に対する均等割軽減の特例として、令和2年度は7.75割軽減を行っておりましたが、この特例軽減が廃止されたため、令和3年度からは本則どおりの7割軽減に戻

りました。これに伴い、令和2年度に7.75割軽減が適用されていた約17万人の方を含めて、令和3年度の7割軽減の該当者は37万8,565人となっております。

次に、差押え件数、金額が増加した要因についてでございます。

差押えを含む滞納整理は、保険料を納付していただいている多くの方との公平性等を図るために行っているもので、広域連合としては、市町村間で整合性の取れた収納対策を実施していただくため、毎年度、収納対策実施計画を定めております。その中で、滞納者に対して財産調査を行い、財産調査の結果、納付能力があるにもかかわらず納付いただけない方には滞納処分を実施するなどの取組を提示し、お願いしております。

差押え件数と金額の増加は、市町村において保険料を滞納している方の財産等の調査を行い、その状況を踏まえて適切に滞納処分を実施していただいた結果であると考えております。

次に、令和3年度被保険者の平均所得額が平成20年度比で減少している要因についてでございます。

平成20年度と比較して所得が減少した要因を当広域連合で分析することはできませんが、令和3年度の確定賦課時点で保険料算定に用いた前年分の平均所得は、前年に比べて3万6,872円減少しています。

前年分である令和2年1月から12月までの所得が前年に比べて減少した要因としては、給与所得、年金所得以外の所得である事業所得等が新型コロナウイルス感染症の影響等により減少したことによる影響が大きいものと考えております。

最後に、歳出におけるマイナンバーカード取得促進に係る不用額についてでございます。

マイナンバーカードの取得促進策を実施するに当たり、当初、国から依頼があった際には、全ての被保険者に対してマイナンバーカードの申請書類を送付できるよう、最大限の予算を計上するよう話がございました。そのため、当広域連合においては全被保険者分として99万8,000人に対して特定記録郵便での送付を想定して予算を計上させていただきました。

しかし、その後、国が送付対象をマイナンバーカード未取得者に変更したことにより、送付対象者が約61万人に減少したことのほか、送付方法については普通郵便とすることが示されました。そのため、印刷や封入・封緘に係る委託料のほか、郵送に係る費用が減少し、不用額が生じたものでございます。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） それでは、2回目の質疑を行います。

それぞれ御答弁いただいたんですけれども、令和3年度の予算を審議する際に、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮していないという御答弁だったと思うんですが、今回の御答弁い

ただく中で、それぞれの歳入、それから歳出の減額の理由については新型コロナウイルス感染症の蔓延があったということでは、一つ、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったという理解でよろしいのかどうか、そういう認識でいらっしゃるのかどうか、1点目、お聞きしたいと思います。

それから、国庫支出金の関係なんですが、これについては令和3年度も伸び率が鈍化していたということで、その要因については、国庫負担金の追加交付と、それと令和2年度交付されていた保険料の軽減特例措置ですね。高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、これが廃止されたということで御説明がありました。

それで、再度お聞きしたいんですけども、今回、先ほども議案説明でございましたけれども、実質収支が306億9,927万円の黒字というふうになっていますが、たしか令和2年度は400億円で当時過去最高の黒字額というふうな御説明があったと思います。そうすると、令和3年度については、今回、過去何番目の実質収支になるのか、この点についても御説明いただきたいと思います。

それから、差押えの部分ですが、コロナ禍の中でも令和2年度と比較して件数も額も増えた。適正な判断で実施をしていますという御答弁だったんですが、そうしますと、差押え等の収納対策、これは広域連合が一律に指導するのではなく、それぞれの市町村の判断で令和3年度は行ったという理解でよろしいでしょうか。その点御答弁いただきたいというふうに思います。

それから、歳出の部分なんですが、医療給付費ですね。当初の見込みよりも約3万3,822円少なかったという御説明でした。令和2年度の医療給付費が減少したということについては、医療給付費の動向について、どのように今決算を踏まえて分析されているのか御答弁いただきたいと思います。

以上、2回目を終わります。お願いいたします。

○議長（滝瀬光一） 小暮事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（小暮 錠） 新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、結果としてそのようなことになっているとこちらのほうでは考えております。

もう一つなんですけれども、令和3年度の実質収支である歳入歳出差引額306億9,927万円につきましては、制度開始以来、令和2年度に次いで2番目に多い額というふうになっております。なお、この額をまた令和4年度に繰り越して、国・県・市町村等へ約233億円を返還するということになっております。

以上です。

○議長（滝瀬光一） 宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 所管部分について御答弁申し上げます。

差押えに係る広域連合と市町村の関係について御答弁申し上げます。

後期高齢者医療制度においては、広域連合と市町村が連携・協力しながら制度を運営しており、保険料の徴収・収納対策については役割分担として市町村に担っていただいております。

広域連合としては、県内の公平性や制度の安定的運営を保つため、均衡ある収納対策が必要と考えており、収納対策に係る研修会の開催などを通して各市町村が適切に収納対策に取り組めるよう、依頼と支援を行っております。

各市町村においては、個々の被保険者の状況に応じて収納対策を実施していただいているところでございます。

以上です。

○議長（滝瀬光一） 濱野給付課長。

○給付課長（濱野ちひろ） それでは、給付課所管部分について御答弁申し上げます。

医療給付費総額の動向についてでございますけれども、令和3年度の医療給付費総額につきましては7,486億339万3,998円で、令和2年度と比較しますと4.82%の増となっております。

また、あわせまして、先ほど1つ目の御質問にもつながるところかと思っておりますけれども、コロナ禍前の令和元年度比で見ますと、令和3年度の医療給付費総額では被保険者数増に伴いまして3.01%増加しておりますけれども、1人当たり医療給付費では1.67%の減となり、受診控えがまだ続いているものと考えております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

まず、本案に対する反対討論を許可いたします。

城下議員。

○17番（城下師子） それでは、議案第17号「令和3年度埼玉県後期高齢医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定」について、反対の立場で討論を行います。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の2年目であった令和3年度予算は、感染症の影響のないものとして編成をされました。感染拡大の波が繰り返し押し寄せる中、国の対策の遅れが被保険者にとっても安心して必要な医療を受ける機会を遠ざけ、医療機関の逼迫が継続した年度でもありました。リスクの高い高齢者の命に直結する医療体制の不十分さは、多くの被保険者

とその家族に不安をもたらしています。

令和3年度の決算審議では、被保険者は96万8,315人、見込みよりも約3万人減、1人当たりの平均保険料は7万4,217円です。被保険者の平均所得は74万3,790円で、約1割を占める結果となっています。実質収支は約307億円、制度発足後2番目の黒字で、保険給付費支払基金の決算年度末残高は約156億円となっています。

歳入では、低所得者への均等割7.75割の特例軽減が本則7割軽減となり、その影響額が約5億3,300万円で、約17万人が対象となりました。その結果、国庫支出金の伸び率は令和2年度の5.20%を下回る0.47%となっています。

歳出では、1人当たりの保険給付費は77万3,099円と前年度より増加していますが、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが引き続き、当初予算額の80万6,921円を3万3,822円少ない額となって、このように下回っている結果となっています。

また、個人情報等を国が掌握するマイナンバーカードの申請促進費用として盛り込まれた金額が、当初予算では約2億8,000万円でしたけれども執行としては約6,471万円となっております。

保険料の滞納者数は9,067人、差押え件数は143件と前年を上回っており、年金所得別滞納状況は、年金収入153万円以下の割合は55.39%と前年度よりも増加しています。さらに、被保険者の平均所得は、制度が発足した平成20年（2008年度）と比較して約17万2,855円も少なくなっています。年金削減やコロナ禍での医療費負担増、物価高騰で高齢者の生活はより一層厳しさを増している中で、高齢者にさらなる負担増を強いる結果となった本決算については、以上の理由で反対です。

高齢者の負担軽減に取り組み、必要な医療が安心して受けられるよう、国に対してもしっかりと財政的負担を引き続き強く求めるよう指摘して、反対討論を終わりといたします。

○議長（滝瀬光一） 次に、賛成討論を許可いたします。

中元議員。

○13番（中元 太） 私からは、議案第17号「令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この特別会計は、先ほどの説明にもあったとおり、後期高齢者医療制度の運営に係る経費が中心となっております。

歳入については、現役世代からの支援金である支払基金交付金をはじめ、国・県・市町村からの療養給付費等の負担金、国からの調整交付金や各事業に対する補助金、市町村で徴収されました保険料の負担金等が適切に処理されております。

歳出については、被保険者の増加に伴い医療給付費が増加する中、レセプト点検やジェネリ

ック医薬品の推進など医療費の適正化に取り組んでいます。また、健康診査や介護予防との一体的実施などの保健事業の推進を通して、被保険者の健康保持・増進を図ることにより、医療給付費の抑制に努めるなど、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図るための予算執行が適切になされていると認められます。

団塊の世代が後期高齢者へ移行していく中、今後も医療給付費の増加が見込まれる状況において、引き続き制度の安定的な運営に向けて取り組むことを期待しつつ、令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について賛成するものでございます。

議員諸氏の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（滝瀬光一） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第17号「令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（滝瀬光一） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時といたします。

休憩 午後2時45分

再開 午後2時58分

○議長（滝瀬光一） 時間前ではございますけれども、全員おそろいのようにございますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第18号及び議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝瀬光一） 日程第11、議案第18号「訴えの提起について」及び日程第12、議案第19号「訴えの提起について」を一括議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

濱野給付課長。

○給付課長（濱野ちひろ） 議案第18号及び第19号「訴えの提起について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とあります埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議案の8ページを御覧ください。

まず、議案第18号でございますが、提案理由につきましては、下段でございますとおり、第三者行為による損害賠償金として相手方に求償を行っていましたが、相手方が無過失を主張し請求に応じないため、訴えの提起をすることで支払いを求めるものであります。

1枚おめくりいただきまして、9ページを御覧ください。

本議案の内容でございますが、相手方は交通事故の加害者で、被害者である被保険者が受けた医療給付に係る損害賠償請求権を広域連合が代位取得したことにより、第三者行為損害賠償金26万1,476円の債権が発生いたしました。しかしながら、定められた期日までに支払いに応じなかったため、大宮簡易裁判所に訴えの提起を行うものでございます。

なお、広域連合の請求の趣旨でございますが、相手方に第三者行為損害賠償金の支払い、訴訟費用の負担及び仮執行の宣言を求めるものであります。判決の結果、必要があるときには上訴するものとし、また、適当と認める条件により和解することができるものとしております。

続きまして、議案第19号でございますが、10ページを御覧ください。

提案理由につきましては、下段でございますとおり、広域連合が保有する債権の債務者に対して、支払督促の申立てを簡易裁判所に行うにあたり、相手方から督促異議の申立てがあった場合、訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行することとなります。そこで、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、あらかじめ議決をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、11ページを御覧ください。

本議案の内容でございますが、議案第18号と同じく、相手方は交通事故の加害者で、広域連合が代理取得したことにより、第三者行為損害賠償金65万2,692円の債権が発生いたしました。広域連合では、督促、文書及び訪問による催告を行いましたものの支払いに応じないことから、支払督促の申立てを武蔵野簡易裁判所に行うものでございます。

なお、請求の趣旨、事件に関する取扱いにつきましては、議案第18号と同じでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝瀬光一） これより質疑に入ります。

初めに、議案第18号についての質疑のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第18号「訴えの提起について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（滝瀬光一） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について質疑のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第19号「訴えの提起について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（滝瀬光一） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎行政報告

○議長（滝瀬光一） 日程第13、行政報告を行います。

この際、執行部から埼玉県後期高齢者医療広域連合債権管理条例に基づく債権放棄について、行政報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

濱野給付課長。

○給付課長（濱野ちひろ） 行政報告「埼玉県後期高齢者医療広域連合債権管理条例に基づく債権の放棄について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー8とあります資料の1ページを御覧ください。

本行政報告につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、令和3年度に行いました私債権等の放棄について御報告申し上げるものでございます。

令和3年度につきましては、資料の中ほど、1放棄した債権の名称、件数、金額及び事由の表にございますとおり、1件79万8,470円の債権を放棄いたしました。

その内容でございますが、医療給付費返還金は、被保険者が県外転出等により資格喪失した後、従前の被保険者証で受診した場合の医療給付費について不当利得の返還を求めるものでございます。

被保険者であった債務者が死亡し、その相続人全員が相続放棄したことを確認できたため、債権放棄をしたものでございます。

なお、債権を放棄した期日は、令和4年3月16日でございます。

引き続き、本条例に基づき厳正な債権の回収に努めますとともに、回収の見込みがない債権につきましては適切に放棄することにより、公正かつ円滑な債権管理を行ってまいりたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝瀬光一） ただいまの報告に対し、質疑のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

以上をもちまして行政報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時07分

○議長（滝瀬光一） 休憩を解いて会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（滝瀬光一） 日程第14、「後期高齢者医療広域連合の所管事務に対する一般質問」を行います。

なお、一般質問に関連する資料要求が、17番城下議員からあり、広域連合長より提出された資料をお手元に配付してありますので、御了承願います。

これより、お手元に配付いたしました通告書のとおり一般質問を許可いたします。

なお、議案質疑と重複する質問については避けるようお願いをいたします。

また、質問、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、17番、城下議員。

○17番（城下師子） それでは、一般質問を行います。

一問一答でよろしく願いいたします。

まず最初に、「窓口2割負担の影響について」質問いたします。

年金削減と原材料の価格高騰や円安による食料品、光熱費の値上がりも続き、10月は年内最多の6,500品目のさらなる上げが予定をされています。そこに追い打ちをかけているのが75歳以上の後期高齢者が支払う医療費の窓口2割負担の導入です。

国は配慮措置を設け、負担増を月最大3,000円に抑えるとしていますが、外来に限ったもので、複数の医療機関の外来や薬局を利用する場合、月3,000円を超えても2割負担を支払う償還払いとなってしまいます。

2割対象者となる高齢者は全国で約370万人、当広域連合では、資料でもお示しいたしておりますとおりの被保険者のうち24万2,724人、これは10月3日付時点での人数ですが、国の割合では約20%が2割負担となるという報告もありますので、埼玉県においては国の割合よりも大変多くの方が2割負担になっていくという数字になっているというふうに思います。

まず、質問の1点目なんですけれども、窓口負担2割化の導入に当たって、大変不安と怒りの声広がっています。各自治体や広域連合のコールセンターにも問合せが寄せられていると思いますが、これも資料を頂いておりますけれども、具体的内容をまず伺いたいと思います。

それから、2点目なんです、被保険者の生活実態を踏まえ、今、物価高騰や年金の引下げ、今年は4月、年金の引下げが行われました。御承知のとおりだというふうに思います。高齢者の生活は大変危機的な状況です。必要な医療を受ける機会を遠ざけている2割負担について、広域連合長の見解を伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（滝瀬光一） そうしましたら、今、件名1、要旨（2）まで質問されていますけれど

も、件名1、要旨（1）について答弁を求めます。

宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 御答弁申し上げます。

当広域連合が設置いたしました窓口負担割合の見直しに係るコールセンターへのお問合せでございますが、本日お配りいたしました一般質問資料①を御覧ください。

全体的傾向といたしましては、2割負担の基準や、自分が2割負担に該当するののかといった内容が多くなっております。今年度は7月の年次更新に加えまして、窓口負担割合の見直しに伴い、9月に被保険者証を再交付しているため、再交付の前後でお問合せ内容の傾向も変化しております。

被保険者証の再交付は、9月中旬頃にお住まいの市町村から被保険者の方々へ送付されておりますが、この再交付前は2割負担の基準や、自分が2割負担に該当するののかについてのお問合せを多数いただきました。

これに対して、被保険者証が届いてからは2割負担の基準のほか、2割負担となった方に対する影響を緩和するための配慮措置についてのお問合せが多くなっております。

（1）につきましては以上でございます。

○議長（滝瀬光一） ただいまの答弁に対し、件名1、要旨（1）について再質問がありましたら続けてお願いします。

城下議員。

○17番（城下師子） すみません、失礼いたしました。

それでは、御答弁いただきました。

資料も頂きまして、5月からコールセンターで対応されております。資料のとおり、10月18日まででは7,845件ということになっています。

今後の相談体制は、大変、まだまだ必要だという認識で私はいるんですが、市町村もコールセンターに実はつながらなくて、私、所沢市ですので所沢市の担当のほうに聞きましたら、広域連合のコールセンターにつながらないために、身近な自治体の担当窓口に関心が来ているということが分かりました。その結果、市町村の後期高齢者医療担当課の窓口の回線も大変な状況だったんじゃないかということが分かったわけなんです。

そういう意味では、今後の相談体制、まだまだ私は、これは制度を中止すれば早く、相談体制は必要ないと私は思うんですけども、今後の相談体制についてはどのように考えていらっしゃるのか、御答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（滝瀬光一） 宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 再質問にお答え申し上げます。

当広域連合の窓口負担割合の見直しに係るコールセンターは、国からの財政支援を受けまして、今年5月10日から11月末まで設置することとしております。

コールセンターへの問合せ件数につきましては、先ほどの資料①のとおり、被保険者証の年次更新である7月と再交付しました9月がピークとなり、2つの大きな山は越えたものと考えております。

最も多い時期には1日当たり300から400を超えるお問合せをいただいておりますが、現在は1日数十件程度で推移しており、今後は減少傾向と考えております。

そのため、コールセンター終了後の12月以降におきましては、窓口負担割合の見直しに係る問合せや相談に関しましては、これまで同様、広域連合及び各市区町村の後期高齢者医療担当部署にて丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） 12月以降については、それぞれこれまで同様に広域連合、それから各市町村の窓口で対応されるという御答弁なんですけど、各市町村の状況というのは把握されているのでしょうか。

ぜひ私は、先ほど所沢市の状況をお話しさせていただきましたけれども、非常に所沢市の場合も、通常よりも大変多くて、回線がもう埋まって鳴りっ放しだったということだったんですね。

先ほど問合せの内容についても、資料の中にもありましたけれども、その内容について、やはりこの判定の方法、それから、2割負担になぜ自分がなったのか、こういうような問合せが実は身近な自治体にも寄せられています。

今後もやはり問合せが続くというふうにそれぞれの市町村は判断しているんですね。ですから、それに見合った、やっぱりしっかりとした対応を取るべきだと思いますし、各自治体の状況の把握はすべきと考えますが、いかがでしょうか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（滝瀬光一） 宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 御答弁申し上げます。

今御指摘がありましたとおり、7月の年次更新及び被保険者証を再交付した際には多数のお問合せがあったことと存じております。コールセンターのほうが一時的につながりづらくなり、当広域連合、また市町村のほうにお問合せをいただいたところですが、現在は広域連合に対する照会につきましては減少傾向にございまして、今後は広域連合及び市町村で対応可能な範囲と考えております。

被保険者の方々に御迷惑がかからないように、お問合せには丁寧に対応してまいりたいと考

えておりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） ぜひ対応を引き続きお願いしたいと思います。

次に参ります。

2つ目なのですが、被保険者の生活実態を踏まえた窓口2割負担の中止についてなんですけれども、今議会定例会も「国に対して「後期高齢者の医療費窓口負担2割化を停止する」意見書提出に関する陳情」というのが出されています。本当に切実な状況だというふうに見ても理解しているところなんですけど、まず、今回の物価高騰や年金引下げ、それから高齢者の生活、本当に皆さん多くの方は共通認識されていると思いますが、生活が大変な状況になっている、そういう中で、必要な医療を受ける機会を私は今回の窓口負担2割化実施によって、本当に機会そのものを遠ざけていく、そういうふうには受け止めています。

これに対して、広域連合長はどのような見解をお持ちなのか、まずお聞きしたいというふうに思います。

○議長（滝瀬光一） 答弁を求めます。

宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 御答弁申し上げます。

今回の法改正は、増加する現役世代の負担上昇を抑制し、全世代で社会保障制度を支えていくという趣旨のものであり、国において十分議論され、決定されたものでございます。

広域連合として、高齢者が安心して医療を受けられる機会を確保していくことは言うまでもありませんが、今回の窓口負担割合の見直しは後期高齢者医療制度そのものを維持していくために必要な法改正だったと認識しております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） これ、ぜひ広域連合長に御答弁いただきたいと思っておりますよ。

まず、国の制度であったとしても、後期高齢者医療制度を維持するためのものだけではないというふうに私は理解しています。被保険者の状況から見て、今後も負担増に耐えられるという認識なんですか。それから、制度の維持、被保険者の生活維持はどのようにできるというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。この点も御答弁いただきたいと思っております。

それから、被保険者や医療現場からは、コロナ禍の影響が続く中で受診控えも生じさせかねないという声が上がっています。今日、先ほど陳情のお話もさせていただきました。これは……

○議長（滝瀬光一） 城下議員、一問一答ですので。

○17番（城下師子） すみません、1つ、お願いします。

○議長（滝瀬光一） 答弁を求めます。

富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡勝則） それでは、お答え申し上げます。

まず、少子高齢化が進む中、今年、令和4年から団塊の世代が順次後期高齢者となるわけでありまして、今後さらなる医療費の増加が見込まれております。

後期高齢者医療制度におきましては、被保険者の窓口負担を除いた全体の医療費の約4割を現役世代からの支援金によって賄っておりまして、今後、現役世代の負担も上昇することが確実なものというふうになっております。

今回の制度改正につきましては、こうした増加する現役世代の負担上昇を抑制しまして、全世代で社会保障制度を支えていくという趣旨のものであるというふうに理解しております。

高齢者が安心して医療を受けられる機会を確保していくことは言うまでもなく広域連合の使命でございますが、その前提となる後期高齢者医療制度そのものを維持していかなければ、必要な医療の提供も確保されないというふうに思っています。

このたびの法改正は、国における十分な議論や検討を経て決定されたものであるというふうに認識をしております。

後期高齢者医療広域連合といたしましては、高齢者の方々へ必要な医療を提供していく保険者として、制度の安定的な維持・運営に努めていく所存でございます。

以上です。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） 今、広域連合長のほうから、現役世代の負担も上昇していると、抑制すると、全世代で支えていくということなんですが、御存じだと思うんですけども、現役世代は月30円の負担軽減なんですよね。30円の負担軽減なんです。ですから、年間360円ですよ。負担軽減だと皆さん思っていないですよ。

それで、今、高齢者の自分の親が、年金が下がって医療費の負担が2割になる。結果として受診抑制になってしまうと、病状が悪化してしまうんですよ。それで、親が医療費を払えないとなると、結果として子供たちに負担が来るんですよ、自分の親ですから。親が大変なときには、子供たちだって、現役世代だって大変なんですよね。そこが一つです。

それからもう一つ、やっぱり国の国庫負担の割合がどんどん下がってきているというのは御存じですよ。これはしっかりと、私はやはり国に必要な財源を求めていくべきだというふうに思いますよ。

何より、今はやはり2割負担をこういう中で中止する。今、医療現場からも、先ほども言いましたけれども、コロナ禍の影響が続く中で受診控えが生じかねないという声も上がっているんですよ。その辺の認識はぜひ持っていただきたい。

なので、ぜひ、これは制度を維持するだけでは駄目ですよ。やっぱりそこにいる被保険者の命と暮らしをどう維持させるかというのも、私たち当広域連合の役割だと思うんですね。ですから、ぜひ、今のこの2割負担が全ての世代にとっては大変な状況になっているということでは、この状況をしっかりと私は国に訴えていただきたいと思います。それと、国の負担割合をやはり引き上げていく、このことが必要ではないかと思うんですが、これに対しての見解を伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（滝瀬光一） 答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時25分

再開 午後3時25分

○議長（滝瀬光一） 休憩を解いて会議を再開いたします。

富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡勝則） 再質問にお答え申し上げます。

まず、現役世代の件でございますけれども、令和3年度の健康保険組合の決算を拝見いたしますと、半数以上が赤字というような状況でありまして、後期高齢者支援金が大きな負担となっていることは現実だというふうに思います。高齢化と人口減少に対応した全世代型の社会保障制度を構築していくことが必要だというふうに思っています。

このため、負担能力に応じて、全世代で増加する医療費を公平に支え合う仕組みを強化することが必要だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（滝瀬光一） 3回目まで終わりましたので、件名2、要旨（1）に移ってください。

○17番（城下師子） 次に参ります。

次、質問項目2の「マイナンバーカードと被保険者証の一体化について」質問をいたします。

マイナンバーカードの取得は、法律で任意とされています。国は、これまでの現行の保険証

を原則廃止する方針でしたが、今度は期限を切った一律廃止を打ち出しています。カードの普及が進まずに、生活に欠かせない保険証と引換えにするということは、事実上の強制に踏み切るものであります。

カードの普及が進まないのは、これは国民が必要としていないからだというふうによくの方が認識しています。マイナ保険証は昨年10月から運用が開始をされましたけれども、利用者は全人口の約2割です。デジタル庁の調査でも、マイナ保険証を申し込まない理由として「メリットや必要性を感じない」「手続き面倒」「情報流出が怖い」、こういった理由があります。

全国保険医団体連合会が医師等に行ったアンケートでは、保険証の原則廃止とオンラインでの資格確認の義務化に約8割の方たちが反対しています。

マイナ保険証を利用できる医療機関は、現時点では約3割となっています。保険証の被保険者利用や医療機関の現状なんです、マイナンバーカードの交付率は全人口の約49%、カードを保険証として登録した人は人口の2割です。専用カードリーダーを設置し、運用している医療機関や薬局は約3割となっています。埼玉県内における現状について、どのように把握されているのか伺います。

○議長（滝瀬光一） 答弁を求めます。

宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 御答弁申し上げます。

厚生労働省が発表している直近のデータでは、令和4年10月23日現在で、県内でオンライン資格確認のシステムを導入している医療機関は3,472機関で、全医療機関に占める割合は31.5%となっております。

一方、県内の75歳以上に対するマイナンバーカードの交付状況は、令和4年9月末時点で50万674枚で、交付率は約50%となっております。

さらに、被保険者証としての利用申込みは、10月17日時点で13万4,886件で、全体の約13%となっております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） 全国的にも大変進んでいないというのが分かります。特に、今御答弁いただいたように、埼玉県の状況ですね。直近のお話がありましたけれども、なかなか保険証については、これは国がそうはいつでも進んでいかない内容だなというふうに思っています。

医療機関から様々な御要望なども、国に対しても埼玉県に対しても出されていると思うんですけれども、今回、マイナンバーカードの被保険者証利用についてどのような要望が出されているのでしょうか。

実は、埼玉県保険医協会がアンケートを取っています。これは今年の8月下旬から、9月の月上旬にかけて行っていますけれども、この中で多くの医療機関の方たちが、いくらこれを進めようとしても、医療機関そのものの環境整備が進んでいない、これが実態なんですね。こういった状況も踏まえる中で、見切り発車ではいかがかというふうに思います。

今、医療機関からどのような要望が出されているのか。これは以前、懇話会の議事録の中にもあるように、広域計画の中の、「マイナンバーカードの被保険者証利用」というところで議論されましたよね。その中で、カードリーダーの整備が遅れているというようなことも医療現場の方からも御意見が出されていたんですが、その後どのように状況を把握されているのか、2回目お聞きしたいと思います。

○議長（滝瀬光一） 答弁を求めます。

宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 再質問にお答えいたします。

医療機関におけますオンライン資格確認の状況でございますけれども、県内の状況を見ましても、実際の運用率につきましては31.5%でございますけれども、マイナンバーカードのリーダーの申込率は82%を超えているところでございます。

実際に運用までは至っておりませんが、準備、体制ができた状況が接続率ということですが、こちらのほうが37%を超えている状況でございます。

広域連合といたしましては、厚生労働省が発表しているこれらのオンライン資格確認の整備状況については把握はしているところでございますが、具体的なカードリーダーの設置ですとか交付金につきましては国において所管しておりますので、具体的な窓口としての要望等は承っておりません。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） 先ほども埼玉県保険医協会のアンケートのお話をしましたけれども、これは「システムの参加は任意参加でよい」というふうな回答が結構多いんですね、開業医の9割の方。やっぱり来年の4月からの義務化はもう反対ですと。しかも、運用を開始している場合でも、医科・歯科の半数程度は「国の施策なので対応している」と回答しているけれども、メリットを感じている医療機関は少ないと。結局、運用をやって、もう49%でトラブル、エラーを経験しているというふうに回答しているんですね。

結果として、これを強制しちゃうと、病院そのものが維持できなくなります。それはめぐりめぐって被保険者の医療を受ける権利に大変大きく影響していきますので、これ、実態をぜひ、県内の実態をぜひ把握していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。この点に

ついて御答弁いただきたいと思います。

○議長（滝瀬光一） 答弁を求めます。

宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 県内の医療機関の状況におきましては、一義的には国のほうで把握しているものですので、こちらといたしましては厚生労働省から提供されましたデータに基づきまして県内の状況を把握したいと考えておるところです。

また、マイナンバーカードと被保険者証の関係につきましては、国においても方針が示されたばかりであり、具体的なことはまだ運用等示されておりませんので、まずは国の検討状況ですとか推移を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） 次に参ります。

一体化の課題なんですけど、とりわけ高齢者へのマイナンバーカードの被保険者証利用の強制は本当に命に関わる問題だというふうに思っています。国の方針と現状をどのように捉えていらっしゃるんでしょうか。まずこの点についてお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（滝瀬光一） 答弁を求めます。

宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 御答弁申し上げます。

従来の紙の被保険者証を廃止しましてマイナンバーカードへ一体化することにつきましては、先ほども申し上げましたとおり国において方針が示されたばかりであり、具体的な運用等はまだ示されておりません。

マイナンバーカードの被保険者利用につきましては、限度額適用認定証等を持参しなくても医療機関の窓口で高額療養費制度における限度額を超える支払いが不要となったり、本人の同意があれば健診の結果や処方されている薬剤の情報等を医療機関と共有することができるなど、被保険者にとってメリットがあります。

一方、後期高齢者医療においては、医療機関における窓口負担割合が1割、2割、3割の3区分あるため、これまで紙の被保険者証で窓口負担割合等を確認していた高齢者にとっては不便になるなど、被保険者証を廃止する上では配慮すべき点や検討が必要と思われる点も多いと認識しております。

被保険者証の廃止に当たっては、今後、後期高齢者特有の課題も十分検討した上で、国においては運用を検討していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） 今の御答弁なんですが、メリットの部分と課題の部分も御答弁されていました。

それで、本人の同意があれば健診の結果や処方されている薬剤の情報等を医療機関と共有することができるというふうにおっしゃいましたけれども、一体化の大きなデメリットって、やっぱり個人情報が全てひもづけされるということなんですよね。しかも、先ほど答弁でありましたけれども、本人の同意があれば、例えば認知症の方の同意をどういうふうにするんですか。これだって課題なんですよ。

そういった問題意識を、やっぱり被保険者は高齢者の方が多いですし、今言ったような課題がまだ山積している中で、なぜマイナンバーカードの被保険者証利用をこんなにも強制的に進めていくのか、これは私は、国において検討していただきたいという答弁ですけれども、これ、やっぱり一番被保険者の実態を分かっているわけですから、それは当広域連合として意見を上げていくべきじゃないでしょうか。

毎年、全国後期高齢者医療広域連合協議会で、年に2回にわたって後期高齢者医療制度に関する要望書を出されていますよね。直近は6月ですよね。次期は11月、出されていると思うんですけれども、このマイナンバーカードの被保険者証利用についても、6月の時点ではもうマイナ保険証のことなんてなかったもので、こういった部分に触れられていないんですよね。しっかりとこれについては声を上げていくべきだというふうには私は思っていますよ。

それで、もう一度お聞きしますけれども、こういった本人の同意、個人情報が全てひもづけされる、そういった大きな課題についてはどういった問題認識を持たれているのでしょうか。これ、2点目お聞きしたいと思います。

○議長（滝瀬光一） 答弁を求めます。

宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） マイナンバーカードと被保険者証の一体化におきましては、まず、国においては、6月の骨太の方針においては被保険者証を原則廃止する、ただし、希望する被保険者には被保険者証を交付するとしていたところです。しかしながら、昨今国の大臣レベルの協議を経て、基本的には被保険者証を廃止となりました。

ただ、議員がおっしゃるように認知症の方ですとか、何らかの事情がありマイナンバーカードをどうしても取得できていない方、したくない方に対しては、今後の検討課題として国においても持ち上がっているところです。

広域連合といたしましては、まずは国の検討状況を見ながら、しかしながら、先日も国との意見交換がありましたので、そういった場においては、後期高齢者特有の問題、こういったも

のについては広域連合並びに市町村の意見もきちんと聞いていただきたい、こういった申入れをしております。

国のほうの方針が変わってから、まだ要望の機会がありませんでしたので、今後、要望するに当たっては、国の検討状況を見ながら、必要であれば全国後期高齢者医療広域連合協議会を通して要望するなり国に働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） 次に参ります。

3点目なんですけれども、被保険者や医療現場の混乱を招く一体化、これは私は中止すべきだと思っています。

被保険者の個人情報観の観点や、必要な医療がスムーズに受けられるよう、国に対して一体化の中止を求めるべきではないでしょうか。これだけ課題山積ですよね。このことについて、私はぜひ広域連合長の見解を伺いたいと思います。御答弁いただきたいと思います。

○議長（滝瀬光一） 答弁を求めます。

官原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 御答弁申し上げます。

被保険者証を廃止するに当たりましては、先ほども申し上げましたとおり、現在のところ国から具体的な運用方法等が示されておりません。

そうした中において、後期高齢者においては、例えば、先ほど申し上げたように認知症などによりマイナンバーカードの取得自体が難しい方や、カードの紛失に伴う再発行手続の負担など懸念される事項もあると考えております。

そのため、今年9月に開催されました関東・信越ブロック後期高齢者医療広域連合事務局長会議における厚生労働省との意見交換におきましては、広域連合側から国に対しまして、実施に当たっては広域連合や市町村等の意見もよく確認した上で運用を検討していただきたい旨伝えているところでございます。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） ぜひ、埼玉は700万県民ですけれども、先ほども御挨拶の中で既に101万人の被保険者が当広域連合にはいらっしゃるということでは、考えたらあれですよ。広域連合長というのは、1つの県の知事でもありますよね。そういう位置づけで、大変私は重たいと思っています。ぜひ、広域連合長の見解も伺いたいと思います。

紙レセプトの医療機関ですね。これ、やっているところが、本当に今電子化が困難で、廃業

もせざるを得ないというふうな声が、新聞紙上でもそういった声も出ていますし、地域に行けばそういった切実な声が医療現場、それから、マイナ保険証になった場合に管理をどうしたらいいのか、当事者も家族も困っています。これだけの課題が山積しているわけですね。

結局、医療機関そのものが、4月までに電子化の環境整備ができなければ廃業をせざるを得ないという声も出ているわけですよ。今、新型コロナウイルス感染症で医療現場は逼迫していますよね。これから第8波が来ると言われているわけなんですよ。地域医療が先細りになるということは、結果として被保険者の医療を受ける機会を遠ざける。そういう意味では、私は、今こそ国に対して要望すべきではないですか。

国は紙の被保険者証の有料化まで何か検討項目にされているらしいですよ。しかも、資格証明書でない制度なんて、こういったことも言い始めていますけれども、課題山積で、こんな来年4月からの実施は到底不可能ですよ。これ、ぜひ広域連合長として、国に対してしっかりと要望していただきたいと思います。廃止はやめるべきと、これも含めてぜひ声を上げていただきたいと思いますが、御見解を伺いたいと思います。

○議長（滝瀬光一） 答弁を求めます。

富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡勝則） それでは、マイナンバーカードと保険証の一体化についての私の見解を申し述べさせていただきます。

国におきましては、今年の6月の閣議決定、いわゆる骨太の方針におきまして「保険証の原則廃止を目指す」ということが示されておりましたけれども、今般、令和6年の秋に保険証を廃止すると時期が明示されたわけでございます。しかしながら、現在のところ具体的な運用方法等は何も示されていないという、そういう状況でございます。

新たな仕組みの導入に当たっては、メリットあるいはデメリットなどの検証が必要だというふうに考えておまして、現段階では見解を申し上げることは難しいというふうに考えております。

後期高齢者を被保険者に持つ後期高齢者医療制度におきましては、紙の被保険者証を廃止することは、国が進めるデジタル化に弱い面もある後期高齢者という特性を踏まえた上で検討すべき点多いと考えております。

そのため、被保険者証の廃止に当たっては、広域連合及び市町村等の意見をよく聞いていただきながら、国において十分課題を整理した上で検討していただきたいというふうに考えております。

その上で、国の検討状況によっては、必要に応じて全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして国のほうに要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） 次に参ります。

3点目ですね。

「被保険者の負担軽減について」です。

高齢者の年間所得は減少の一途です。必要な医療が安心して受けられるためにも、保険料や一部負担金の減免拡大を検討し、また、国に対してもしっかりと要望すべきと考えますが、御見解を伺いたいと思います。

○議長（滝瀬光一） 答弁を求めます。

宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 御答弁申し上げます。

まず、保険料の減免につきましては、広域連合の条例で定めるところにより減免することができるものとされており、当広域連合においては、要綱で国から財政支援がある新型コロナウイルス感染症や災害救助法が適用となる台風等の災害などに係る減免規定を設けております。

また、一部負担金においても、災害救助法が適用となる災害等に関し、要綱を定めて免除することとしております。

後期高齢者医療制度における保険料につきましては、所得に応じて均等割額の7割、5割、2割の3段階の軽減制度がありまして、当広域連合全体では約6割の方が既に軽減対象となっております。

さらに、一部負担金については、高額療養費制度により住民税非課税である被保険者に対して、外来の月額自己負担額は8,000円までに抑えられており、いずれにおきましても低所得者に対して一定程度の負担軽減が図られているものと考えております。

減免に係る財源は、国の基準に基づいた減免であれば国からの財政措置がございしますが、広域連合が独自に上乘せして減免を行う場合には被保険者の負担増につながることから、慎重に対応すべきものと考えております。

また、国において、全世代で国民皆保険を支えることが議論されていることを踏まえましても、国にさらなる減免拡大を要望することは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） この間、国は特例軽減の縮小・廃止をしてきたわけですよ。これだけ所得が減ってきている中で新たな負担増をしているわけなので、難しい、難しいと言わないで、やっぱりしっかりと被保険者の立場に立って、ぜひ国に減免制度を強く求めていただきたいと

思います。これに対する御見解を伺いたいと思います。

○議長（滝瀬光一） 答弁を求めます。

宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 繰り返しになりますけれども、保険料の減免制度につきましては、既に当広域連合では約6割の方が軽減対象となっております。

また、一部負担金においても、先ほども申しあげましたように一定程度の負担軽減措置が図られているところでございます。

現在、国においても、どのようにして全世代で国民皆保険を支えていくか、または後期高齢者も漏れなく新たな負担増という話も出始めている中で、既存の減免対象枠をさらに広げるように国に要望していくのは現実的には少々難しいかと考えております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 以上で、17番、城下議員の一般質問を終了いたします。

これで本定例会に付議された事件の議事が全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

◎広域連合長挨拶

○議長（滝瀬光一） ここで広域連合長から挨拶を行いたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡勝則） それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日は御提案申しあげました議案につきまして慎重なる御審議を賜り、また、全ての議案を御可決賜りましたことに心から厚く御礼を申し上げます。

滝瀬議長をはじめ議員の皆様方には、当広域連合議会の運営に対しまして今後も引き続き御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（滝瀬光一） これをもちまして、令和4年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会

定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後3時49分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 滝 瀬 光 一

署 名 議 員 渡 邊 一 美

署 名 議 員 窪 田 裕 之

審議結果一覽

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

広域連合長提出のもの（８件）

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	結 果
1 2	埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	4 . 10 . 31	4 . 10 . 31	同意
1 3	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	原案可決
1 4	令和４年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃
1 5	令和４年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃
1 6	令和３年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	認定
1 7	令和３年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃
1 8	訴えの提起について	〃	〃	原案可決
1 9	訴えの提起について	〃	〃	〃

議

案

議案第12号

埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に次の者を選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○
- 2 氏 名 井上 健次
- 3 生年月日 ○○○○○○○○

令和4年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝則

提案理由

埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に井上 健次氏を選任することについて同意を得たいので、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、この案を提出する。

議 案 第 1 3 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連
合条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 勝 則

提 案 理 由

非常勤職員の子の出生後57日以内の育児休業の取得要件を緩和するとともに、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得を柔軟化等するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）」を「常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第2号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達

日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「とき」を「場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該

任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について当該更新前の任期の」に、「当該引き続き採用される日」を「当該採用の日」に改め、同号を第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として
条例で定める期間は、57日間とする。

第9条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ252,682千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,645,518千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝則

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

(歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		1,885,115	△289,180	1,595,935
	1. 負担金	1,885,115	△289,180	1,595,935
3. 繰越金		1	36,498	36,499
	1. 繰越金	1	36,498	36,499
歳入	合計	1,898,200	△252,682	1,645,518

(単位 千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		1,502,850	△252,682	1,250,168
	1. 社会福祉費	1,502,850	△252,682	1,250,168
歳出	合計	1,898,200	△252,682	1,645,518

議案第15号

令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23,633,563千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ864,490,563千円とする。

2 「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝則

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

(歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市町	村支出金	162,617,148	69	162,617,217
2. 国庫	支村負担金	162,617,148	69	162,617,217
	支出金	255,509,114	4,656	255,513,770
4. 国庫	補助金	57,862,275	4,656	57,866,931
4. 支払	基金交付金	341,495,037	△3,817,753	337,677,284
	交付金	341,495,037	△3,817,753	337,677,284
7. 繰入		7,603,266	△252,682	7,350,584
	繰入金	1,502,850	△252,682	1,250,168
8. 繰越		3,000,000	27,699,273	30,699,273
	繰越金	3,000,000	27,699,273	30,699,273
歳入	合計	840,857,000	23,633,563	864,490,563

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		829,230,091	4,656	829,234,747
5. 基金積立金	3. その他医療給付費	2,702,400	4,656	2,707,056
	1. 基金積立金	1,827	7,355,976	7,357,803
7. 諸支出金	1. 基金積立金	1,827	7,355,976	7,357,803
	1. 償還金及び還付加算金等	3,191,010	16,272,931	19,463,941
歳出	合 計	3,191,010	16,272,931	19,463,941
		840,857,000	23,633,563	864,490,563

議案第16号

令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。

議 案 第 1 7 号

令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計
歳入歳出決算認定について

令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝 則

提 案 理 由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。

議案第18号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

令和4年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

提案理由

第三者行為による損害賠償請求権に基づき、相手方に求償を行ったが、無過失を主張して請求に応じないため、訴えによりその支払いを求めるもの。

議案第19号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

令和4年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

提案理由

第三者行為損害賠償金の未払いによる武蔵野簡易裁判所への支払督促の申立て等に関し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、訴えの提起があつたものとみなされ訴訟に移行するため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、あらかじめ議決を求める。

